

**改正**

平成17年8月10日教育委員会規則第11号

平成20年2月15日教育委員会規則第5号

平成21年12月25日教育委員会規則第20号

平成23年6月3日教育委員会規則第4号

平成26年5月30日教育委員会規則第3号

平成29年9月29日教育委員会規則第4号

三次市就学援助費支給規則

(趣旨)

**第1条** 児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関しては、関係法令、条例、規則等に定めるもののほか、この規則に基づいて行う。

(対象者)

**第2条** 対象者は、三次市に住所を有する児童生徒の保護者又は三次市立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく教育扶助を受けている世帯の児童生徒（以下「要保護児童生徒」という。）及びこれに準じる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒（以下「準要保護児童生徒」という。）とする。

(認定基準)

**第3条** 準要保護児童生徒の認定は、児童生徒が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 児童生徒の保護者が、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた場合
  - ア 生活保護法による保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による個人の市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免
  - エ 地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免
  - オ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免
  - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の掛金の減免
  - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予
  - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

(2) 前号に規定するもの以外で、次のいずれかに該当する場合

ア 児童生徒の属する世帯の収入額が、生活保護法による保護基準額等を基準とし、総合的に  
勘案した額の合計の1.3倍を上回らない場合

イ 教育委員会が特に必要と認める場合

(認定申請)

**第4条** 学校長は、就学援助費の受給を必要とする児童生徒の保護者を把握し、所定の様式により  
教育委員会に申請する。

(決定)

**第5条** 教育委員会は、認定基準に基づき審査を行い、認定の可否を決定し、結果を所定の様式に  
より学校長に通知する。

(就学援助費の支給費目及び金額)

**第6条** 就学援助費の種類は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内でその全部又は一部につ  
いて行うものとする。ただし、三次市新入学児童学用品費支給規則（平成29年三次市教育委員会  
規則第4号）の規定により就学援助費の支給を受けた場合は、第6条第1項第5号に掲げる就学  
援助費は支給しない。

(1) 学用品費及び通学用品費

(2) 校外活動費

(3) 通学費

(4) 修学旅行費

(5) 新入学児童生徒学用品費

(6) 学校給食費

(7) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に係るもの  
とする。）

2 前項の規定にかかわらず、要保護児童生徒に支給する就学援助費は、同項第4号及び第7号に  
規定するものとする。

(援助費の支給)

**第7条** 学校長は、第5条の決定があったときは、認定された児童生徒の保護者から、就学援助費  
に係る請求及び受領に関する委任状を徴するものとする。

(支給方法)

**第8条** 教育委員会は、学校長の交付申請書に基づき、学校長に対し、金銭給付によって就学援助

費の支給を行う。ただし、医療費を除く。

- 2 学校長は、受領した就学援助費を速やかに保護者に支給するものとする。
- 3 前2項によることが適当でないとき、その他援助費の支給の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年教委規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年教委規則第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則** (平成26年5月30日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にしたこれらの行為は、この規則の相当規定によって行われた行為とみなす。

**附 則** (平成29年9月29日教委規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。